

令和2年4月15日

一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

社会福祉法人旭壽会
理事長 菅野 隆

1. 工事概要

- (1) 工事名称：特別養護老人ホーム雄心苑等 外装改修工事
- (2) 工事場所：宮城県石巻市雄勝町小島字和田 123 番地
- (3) 建物概要：鉄筋コンクリート造、地上1階建、延床面積 3,669.36 m²
- (4) 工事内容：建築外装大規模修繕工事
(屋根の補修及び塗装、外壁の補修及び塗装など)
- (5) 予定工期：契約の翌日から令和2年10月31日まで

2. 入札方法等

- (1) 入札方法：一般競争入札
- (2) 入札予定価格：有（非公表）
- (3) 最低制限価格：有（非公表）
- (4) 入札保証金：無（免除）

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 宮城県建設工事入札参加資格承認者名簿（令和2年1月6日現在）（建設工事）に登録されている単体企業で、直近の評価等が次の条件を満たした事業者とする。
 - ① 宮城県格付が建築一式工事もしくは防水工事でAランク以上であること。
 - ② 資格審査数値が建築一式工事もしくは防水工事で700点以上であること。
 - ③ 宮城県内に本店又は支店あるいは営業所を有すること。
- (4) 開札日から1年7ヶ月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、宮城県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

- (6) 公告日から落札決定までの期間に、宮城県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 建設業の許可を有すること。
- (8) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

4. 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

- (1) 受付期間：公告日から令和2年4月22日までに参加申し込みをすること
(土日祝日は除く)
- (2) 受付時間：午前10時から午後5時まで
- (3) 提出書類
 - ① 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式1)
 - ② 一般競争入札参加資格等確認資料(様式2)
 - ③ 一般競争入札参加資格の規定に違反していない旨の書類(様式3)
 - ④ 会社案内・会社経歴書
 - ⑤ 建設業許可証の写し
 - ⑥ 資格審査数値のわかる通知書の写し
 - ⑦ 宮城県建設工事入札参加資格承認者名簿ランクを証する書類の写し
 - ⑧ 法人登記簿謄本(原本)(直近3ヶ月以内のもの)
※様式については、下記(5) 問い合わせ先まで e-mail にて請求のこと。
その際の件名については、「入札参加資格等確認様式の件」とする。
尚、提出書類は返却しない。
- (4) 提出方法
下記提出先に事前連絡の上、郵送又は持参にて提出
(持参する場合はあらかじめ下記提出先へ連絡の上来所すること。)
【提出先】
法人名：社会福祉法人旭壽会
担当者：特別養護老人ホーム雄心苑
木村 新 宛
住 所：〒986-1332 宮城県石巻市雄勝町小島字和田 123 番地
(TEL：0225-57-3612、FAX：0225-57-3615)
e-mail：yuusin-ogatsu1997@kyokujukai.or.jp
- (5) 問い合わせ先
(4) の**【提出先】**に同じ

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全ての業者に参加資格の有無について書面にて通知を行う。
※令和2年4月28日までに書面通知が届かない場合は、上記4-(5) 問い合わせ先まで確認のこと。
- (2) 入札参加資格が有と確認された業者には、設計図書等[入札説明書、入札書等書式、図

面・仕様書、質疑書]をCD-ROMにて発送する。(現場説明会は行わないが、現地を見たい場合は、事前に法人に連絡の上、見学することはできる。ハシゴの用意、安全装備は各自で行うこと。)

※令和2年4月28日までにCD-ROMが届かない場合は、上記4-(5)問い合わせ先まで確認のこと。

(3) 配布したCD-ROMは見積書以外には使用しないこと。

(4) 配布したCD-ROMは入札日に持参し、返却するものとする。

(5) 設計図書等に対する質疑

質疑は所定様式にて上記4-(5)問い合わせ先担当者宛に期日(下記6-(5))内にe-mailで送付すること。原本についても追って郵送にて提出すること。

質疑がない場合でも、所定様式に「質疑なし」の内容を上記4-(5)問い合わせ先担当者宛に期日(下記6-(5))内にe-mailで送付すること。

※件名については、「設計図書等の質疑の件」とする。

(6) 設計図書等に対する回答

上記(5)質疑業者、また全ての入札参加業者宛にe-mailで回答する。

※期日(下記6-(6))までに回答が届かない場合は、上記4-(5)問い合わせ先まで確認のこと。

6. 入札日程等

(1) 公告日 : 令和2年4月15日

(2) 応募締切日時 : 令和2年4月22日午後5時まで必着

(3) 参加資格通知日 : 令和2年4月24日発送

(4) 設計図書等配布日 : 令和2年4月24日発送

(5) 質疑書締切日時 : 令和2年5月11日午後5時まで必着

(6) 質疑回答日 : 令和2年5月15日までに回答

(7) 入札日

① 日時 : 令和2年5月20日午前11時から
(10分前までに受付を完了すること)

② 場所 : 社会福祉法人旭壽会 特別養護老人ホーム一心苑 会議室
(宮城県石巻市北村幕ヶ崎一 17番地2)

③ 入札方法 : 入札書を封筒に入れて厳封の上、入札箱に投函

④ 開札 : 入札後即開札

7. 落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者とする。

(2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。尚、初度入札に参加しない者及び初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札参加できないものとする。(再度入札は2回まで実施するものとする。)

- (3) 初度入札に参加する者が1社のみの場合、1回のみ入札を行うことができる。但し、この場合の再度入札は行わない。
- (4) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、下記の条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
- ① 最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合（最低価格で入札した者に随意契約の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする）
 - ② 再度入札において、入札に応じる者が1社のみとなった場合。
条件1：随意契約であっても契約額は予定価格範囲内かつ最低制限価格以上であること。
条件2：交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
条件3：入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
条件4：契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名すること。
- (5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときには、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。入札書は封筒に入れ、提出すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 落札者は、入札金額見積内訳書を提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。提出しない者は入札に参加できないものとする。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話、及びファクシミリ、メールにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出が受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア. 入札書の押印のないもの
 - イ. 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ. 押印された印影が明らかでないもの
 - エ. 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ. 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ. 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者がしたもの

⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9. 契約方法等

- (1) 工事請負契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと。
- (6) 請負代金の支払時期に関しては以下の予定とする。
 - ① 着工時：請求翌月末 20%
 - ② 中間時：請求翌月末 40%
 - ③ 完了時：請求翌月末 40%

以上